

基本政策 4 自然と生活環境が調和し人が快適に「くらす」まちづくり

政策の分野 10 環境・循環型社会

個別政策 19 自然環境の保護・多面的利用の推進

現況と課題

本市は、南北に流れる雄大な北上川や迫川、多くの水鳥が生息するラムサール条約登録湿地の伊豆沼・内沼や長沼などの豊かな水辺空間を有し、中央部には、その恵みによる肥沃な田園地帯が広がり、東部には、北上山地の南端に位置し、三陸復興国立公園に指定されている緑豊かな森林がある美しい自然環境に恵まれています。

しかし、近年、地球温暖化^{*1}などの地球規模の問題が深刻化する中で、本市の自然環境は、河川や湖沼の水質の悪化、森林の荒廃、外来種増加による希少な在来種^{*2}の減少などが進んでおり、問題を行政だけで解決することは困難となっています。

本市のかけがえのない豊かな自然環境を守り、自然と共生する社会を実現するため、市民一人ひとりが意識を持って環境の保全を実践し、自然が有する様々な機能を活かして日々の市民生活や活動に有効利用していくとともに、地域における環境美化活動、里山保全、外来種駆除に取り組み、次世代へ継承して行くことが重要となります。

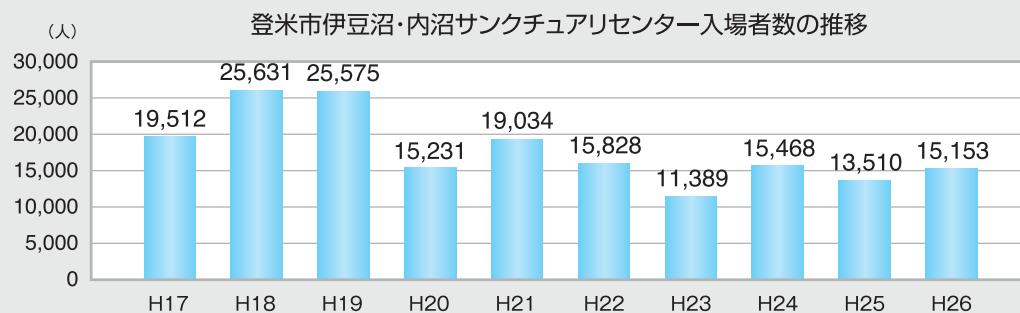
また、市内の豊かな自然に親しみ、学べる場として、環境教育の実践事業や森林体験事業を充実するとともに、サンクチュアリセンターの施設・設備の充実を図り、環境教育の拠点として利用者の増加やエコ・ツーリズム^{*3}等の普及を図っていく必要があります。

今後の方向性

美しい河川や湖沼、森林などの自然環境を保護し、次世代へ継承するため、河川・湖沼周辺の清掃活動や水の富栄養化の原因となるハスの適正管理、下水道及び合併処理浄化槽への接続の推進による水環境の保全や再生活動に取り組みます。

また、適正な間伐や植林などによる森林整備、外来種駆除による希少な在来種の保護など、市民の生物多様性に対する意識の向上に向けた活動に取り組みます。

さらに、市民や本市を訪れる人々が北上川や迫川、伊豆沼・内沼や長沼などの豊かな水辺や北上山地の緑豊かな森林にふれあい、親しみ、学べる場や機会の創出のため、環境教育の実践事業やサンクチュアリセンターなどの施設整備を推進するとともに、森林セラピー基地^{*4}に認定されている登米森林公園を活用した森林体験イベントの開催に取り組みます。



資料：登米市市民生活部 環境課調べ(各年度)

施策39 自然環境の保全

- ①豊かな自然を守るため、河川や湖沼、森林の自然環境の保護活動を推進します。
- ②沼や川の水質改善のため、環境美化活動や水の富栄養化の原因となるハスの適正管理を行うとともに、下水道及び合併処理浄化槽への接続を推進し、水環境の保全や再生に取り組みます。
- ③希少動植物などの保護のため、生息環境の保全や適正な管理に取り組みます。
- ④将来にわたって森林の有する公益的機能を保全するため、間伐の実施等森林の適正な整備を推進します。

施策40 自然環境の活用

- ①自然に親しめる空間を創るため、サンクチュアリセンター等の施設整備を推進するとともに、周辺の自然を活用します。
- ②自然を学べる場や機会の創出のため、環境教育の実践事業などを開催します。
- ③森林の多面的利用を推進するため、森林セラピー基地・登米森林公園を活用した森林浴や森林体験を通じて、森林の持つ癒し効果を活用し、森林を市民の健康づくりに活用します。

【関連条例・計画】

- 登米市環境基本計画
- 登米市森林整備計画
- とめ生きもの多様性プラン

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
市内湖沼の平均COD濃度	市内4沼(伊豆沼、長沼、平筒沼、機織沼)COD(化学的酸素要求量)の平均値	mg/L	7.4	6.9	6.0
サンクチュアリセンターの入場者数	年間入場者数	人	15,153	18,000	20,000



朝のマガンの飛び立ち(伊豆沼)

※1【地球温暖化】：二酸化炭素などの温室効果をもたらす、ガスの蓄積という人為的な要因が主因となって、気候が急速に温暖化すること。

※2【在来種】：ある地域に現在生息する動植物で、昔から生息しているもの。

※3【エコ・ツーリズム】：環境観光、自然環境やその地域に住む人々の住環境などを乱さずに、自然保護を意識した観光のこと。

※4【森林セラピー基地】：森林医学の面からリラックス効果が立証されており、さらに関連施設等の条件が一定の水準で整備されている地域のこと。

個別政策 20 循環型社会・再生可能エネルギーの推進

現況と課題

本市における公害は、悪臭やごみの不法投棄が多く見られ、環境パトロールの実施や関係機関との連携を図り、指導強化と未然防止に努めています。

東日本大震災及び福島第一原発事故を契機に、太陽光発電や木質バイオマス^{*1}など、再生可能エネルギーの果たす役割が大きくなっていますが、地球温暖化対策推進のため、更なる省エネルギーの推進を図るとともに、環境にやさしいエネルギーの導入を検討していく必要があります。

また、循環型社会^{*2}形成に対する市民の関心の高まりから、ごみの減量化及び資源リサイクル化が年々向上する傾向にありましたが、東日本大震災を機にごみの処理量が増加しました。今後、東日本大震災前の水準に戻し、より一層の適正な処理によるごみの減量と資源のリサイクル化を進める必要があります。

一般廃棄物処理施設では、最終処分場が東日本大震災による広域処理の支援により埋立終了時期が早まったこと等から施設整備事業を開始しています。

また、ごみ処理施設についても、設備、装置の経年劣化による支障が生じる前に安全で適正なごみ処理のため、施設の整備が必要となっています。

今後の方向性

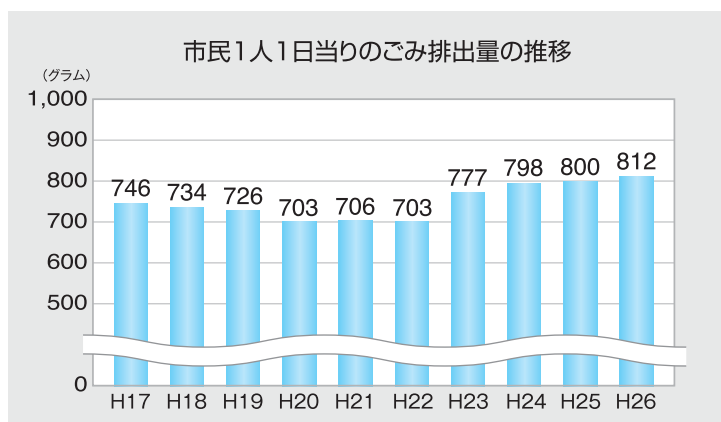
ごみの不法投棄による公害の未然防止のため、広報掲載やチラシの配布などで市民へ周知を図るとともに、一斉清掃や環境パトロールに取り組みます。

また、悪臭の公害防止のため、県保健所など関係機関と連携を密にして指導強化に取り組みます。

さらに、LED^{*3}などの省エネルギー機器導入の推進を徹底するとともに、地球環境に優しい再生可能エネルギーの太陽光発電、薪やペレット等の木質バイオマスなどの新エネルギー導入をさらに進め、地球温暖化対策等に取り組みます。

市民や事業者、行政の協働の下、ごみ処理の適正化に対する市民意識の向上を図るとともに、4R活動^{*4}などの推進により、ごみの減量化と資源リサイクル強化に取り組みます。

また、今後のごみ処理を円滑にするため、安全性、環境保全性、安定稼働性及び経済性の高い一般廃棄物処理施設の整備に取り組みます。



資料：登米市市民生活部 環境課調べ(各年度)



太陽光発電設備を設置している
市内指定避難場所

※1【木質バイオマス】：木材由来の再生可能な有機性資源。主に、樹木の伐採や造材時に発生した枝、葉などの林地残材、製材工場から発生する樹皮やのこすなどのほか、住宅の解体材や街路樹のせん定枝などがある。

※2【循環型社会】：廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用と適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

※3【LED】：[Light Emitting Diode]の略称で、発光ダイオードと呼ばれる半導体のこと。

※4【4R活動】：Refuse(ゴミになるものを拒む)Reduce(減らす)Reuse(再使用する)Recycle(再生する)の環境に配慮した活動。

施策41 公害の未然防止

- ① 悪臭などの公害防止のため、県と連携して指導強化を図ります。
- ② ごみの不法投棄や野焼きの防止を図るため、広報やチラシなどを配布し、注意喚起を行います。
- ③ ごみ公害の防止のため、環境パトロールの強化を行うとともに、地域の一斉清掃などを実施します。

施策42 省エネルギー・新エネルギー導入の推進

- ① 市民・事業者への省エネルギー普及啓発のため、市が所有する施設のLED照明の導入や低燃費車、省エネルギー機器の導入を進めます。
- ② 太陽光発電や木質バイオマスなどの新エネルギーの普及を図るため、再生可能エネルギーを公共施設へ導入し、市民や事業者への設備導入を推進します。

施策43 ごみ処理の適正化・資源リサイクルの推進

- ① 廃棄物の発生及び排出抑制のため、4R活動を推進します。
- ② 資源分別の徹底を図るため、普及啓発を行うとともに、ごみ集積所の設置を支援し、ごみ収集体制の充実を図ります。
- ③ ごみの減量化を図るため、生ごみ処理機購入への支援や団体による資源ごみ回収の奨励などに取り組みます。
- ④ 安全で適正なごみ処理のため、(仮称)新クリーンセンターと一般廃棄物第2最終処分場を整備します。

【関連条例・計画】

- 登米市環境基本計画
- 登米市地域新エネルギービジョン
- 登米市一般廃棄物処理計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
太陽光発電システムの設置件数	太陽光発電システム(10kw未満)の累計設置件数(資源エネルギー庁統計データ)	件	1,509	2,000	2,500
市民1人1日当りのごみ排出量	市内のごみ処理量(t)を総人口と365日で割ったごみの排出量	g/人/日	812	700	650
ごみの再資源化率	再資源化量(直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団資源回収量)をごみの総処理量で除した率	%	25.0	28.0	30.0

政策の分野 11 土地利用・社会基盤

個別政策 21 計画的な土地利用・生活環境の充実

現況と課題

近年、本市では人口減少や少子高齢化の進行、さらには幹線沿道地域への商業施設の出店、移転等により、中心市街地の空洞化が進行している状況にあります。

このため、中心市街地においては生活に必要な都市機能の集積やまちなかへの居住を進めるなど、持続可能な街づくりに向けた土地利用を計画的に誘導していく必要があります。

また、農地については、計画的なほ場整備事業の推進により優良農地の確保に努めてきましたが、今後も都市計画マスタープランなどとの整合性が図られた計画的な土地利用が必要となっています。

本市は平成20年に景観行政団体^{※1}となり、景観計画を策定するとともに、景観法に基づく街並み景観づくりを誘導しています。景観づくりに関する市民意識を醸成するとともに、地域と連携した調和のある街なみ整備、快適な生活空間の形成に取り組んでいく必要があります。

公営住宅は老朽化が進んでおり、建替えや計画的な修繕・改善により長寿命化を図るなど、一層の効率的かつ効果的な管理の必要があります。

さらに、市外からの移住希望者や転居を希望している市民に対する住宅確保支援として、希望者へ市内の空き家情報を円滑に提供する必要があります。

本市には都市公園、農村公園など多様な公園が数多く整備されていますが、老朽化している施設が多く、今後の維持管理のあり方を検討する必要があり、高齢化社会に対応した施設の改修が必要となっています。

本市の公共交通については、平成17年から市内全域の路線バスを市民バスに切り替え、運行を行っています。また、一部地域の患者輸送バスや市内各小学校のスクールバスの空き時間を活用した住民バスも運行しており、市民バスが運行していない地域の輸送サービスを行っています。今後、高齢化の進行などによって、車を利用できない交通弱者の増加が避けられない状況の中、日常生活を支え、より多くの人に利用していただく公共交通ネットワークの形成が求められています。

今後の方向性

中心市街地へ医療・福祉・商業等の都市機能の集積とまちなか居住を促進し、集約された市街地形成に取り組めます。

三陸縦貫自動車道、みやぎ県北高速幹線道路等の高規格道路の整備効果を活かした市街地整備や土地利用の見直しについて、計画的に取り組めます。

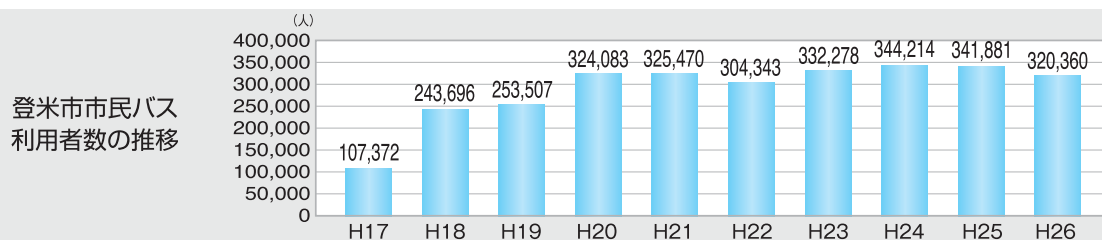
また、本市の基幹産業である農業を次世代へ継承していくため、都市的土地利用との整合性を図った上で、優良農地の確保を図ります。

さらに、地域の歴史や文化に配慮した良好な街並みや景観の形成を図るとともに、景観を活かした快適な生活空間の形成に取り組めます。

公営住宅は、安全で快適な住まいとして確保するため、改修や建替えを計画的に取り組めます。また、市内の空き家等の適正な管理を推進するとともに、市外からの移住希望者や市内転居を希望している市民の移住支援、定住環境の整備、空き家等を有効活用した定住促進に取り組めます。

公園・緑地は、適正な維持管理を行いながら、利用者の利便性を高めるため施設の機能充実に計画的に取り組めます。

市民の日常生活や市内の交流・連携を支える公共交通ネットワークの形成を図るとともに、周辺都市への広域移動の円滑化に取り組めます。



資料：市民バス運行業務受託業者 乗降調査報告書(各年度)

※1【景観行政団体】：景観法に基づき、良好な景観形成のための景観施策を実施する自治体のこと。

施策44 計画的な土地利用の推進

- ① 効率的な土地利用を推進するため、中心市街地の集約化を図るとともに、各地域の拠点となる市街地についても、それぞれの特性を活かしたコンパクトな街づくりを目指します。
- ② 有効な土地利用を推進するため、現状の土地利用動向を把握し、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路のインターチェンジ周辺の土地利用を図ります。
- ③ 秩序ある良好な街づくりのため、住宅地・商業地・工業地の計画的な土地利用を推進します。
- ④ 優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画の適正な運用を図ります。

施策45 良好な街並み・景観の形成

- ① 地域特有の景観を守り・活かし・育てるため、景観計画に基づき景観づくりを推進します。
- ② 観光振興や地域活性化を推進するため、重要景観区域^{※1}にある「みやぎの明治村」の歴史的景観の維持活用を図ります。

施策46 定住促進・居住環境の整備

- ① 高齢化社会に対応した快適で安心な居住環境を確保するため、住宅のバリアフリー化や耐震改修を支援します。
- ② 安全で快適な住まいを長きにわたって確保するため、住宅等長寿命化計画と整合性を図りながら、修繕・改善・建替を行います。
- ③ 定住促進による地域活性化を促すため、市外からの移住希望者や市内転居を希望している市民に対し、市内の空き家情報を発信するとともに、移住支援や定住環境の整備を推進します。
- ④ 空き家等が放置され、管理不全な状態となることを防止するため、空き家対策を推進します。
- ⑤ 住民参加によるまちづくり活動を推進するため、市道の清掃や緑化作業などのボランティア活動を定期的に行う団体を育成・支援します。

施策47 公園・緑地の整備・充実

- ① 誰もが安全で安心して楽しめる魅力ある施設を提供するため、公園・緑地施設の機能充実を図ります。
- ② 公園利用者の利便性を高めるため、公園の適正な維持管理を行うとともに、利用者に配慮したバリアフリー化を進めます。
- ③ 公衆衛生の向上のため、斎場の適正な維持管理と墓地の新たな造成整備を推進します。

施策48 公共交通機関の整備・充実

- ① 通院や買い物、趣味交流、通学等の日常生活を支える公共交通ネットワークの構築を図ります。
- ② 市民の広域移動や利便性向上のため、中心市街地と市内各生活圏を結ぶ市民バスの効率化及び市民バスと都市間交通の中心的役割を担う鉄道や高速バスとの連携を図ります。

- 【関連条例・計画】**
- 登米市空き家等の適正管理に関する条例
 - 登米市都市計画マスタープラン
 - 登米市都市交通計画マスタープラン
 - 登米農業振興地域整備計画
 - 登米市住宅マスタープラン
 - 登米市景観計画

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
市民バス乗客者数	市民バスの年間利用者数	人	320,360	358,000	376,000



市内を循環している市民バス

※1【重要景観区域】：良好な景観を形成する上で特に重要であり、景観計画で定める区域。

個別政策 22 社会基盤の整備

現況と課題

本市の道路整備は、合併前の旧町から引き継がれた路線については、主に幹線道路の整備を中心に進めている状況です。地域からの市道要望路線については、生活に密着した集落内の道路整備に対する要望が多く、一部路線の整備にとどまっている状況で、更なる整備の推進を図る必要があります。

また、トンネル天井板の崩落事故を受けて国の施策として、道路インフラの長寿命化を図るため、橋梁等の重要施設の調査点検・修繕のサイクル構築が急がれている状況にあり、本市でも橋梁長寿命化及び道路ストック点検の両事業に着手しています。

三陸縦貫自動車道は、登米志津川道路の整備が行われており、また、みやぎ県北高速幹線道路では、中田工区及び佐沼工区の整備が進められています。

さらに、国県道における狭隘箇所や歩道未整備区間の整備促進に向け、各種同盟会において要望活動を行っています。

上水道については、料金収入が減少傾向にある中、基幹施設が耐用年数を迎え、計画的な更新等により水道サービスの継続を図ることが求められています。

下水道については、残された公共下水道の未整備地区について一日も早く整備を行う必要があります。

また、施設の老朽化対策が必要となっているとともに、人口減少を見据えた持続可能で効率的な整備や管理運営が求められています。

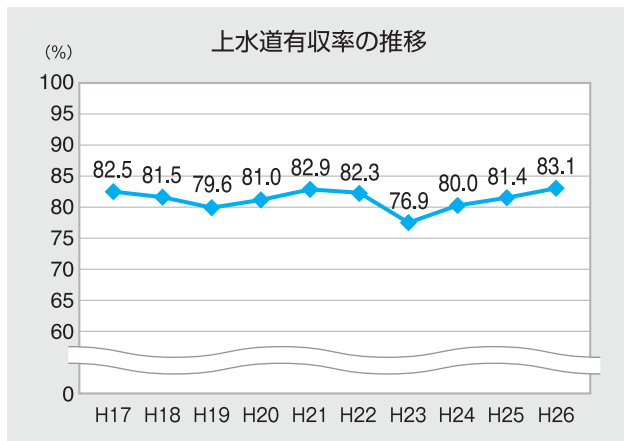
今後の方向性

地域の更なる発展や市民の安全・安心な暮らしを確保するため、周辺都市・圏域を結ぶ連携道路、三陸縦貫自動車道やみやぎ県北高速幹線道路へのアクセス道路並びに生活道路の整備に取り組みます。

また、道路や橋梁については、継続した点検・修繕サイクルの構築を図り長寿命化に取り組みます。

上水道については、計画的な施設整備と管理に努め、安全で安心できる水の供給と次世代に向けて安定した経営を持続できる事業の推進に取り組みます。

下水道については、快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質保全を図るため、計画的で効率的な整備や管理運営に取り組みます。



資料：登米市水道事業所 水道管理課調べ(各年度)



上水道の基幹施設となる保呂羽浄水場

施策49 道路網の整備

- ①市街地における利便性が高く安全で快適な幹線道路ネットワークを形成するため、骨格となる都市計画道路等の市道整備を進めるとともに、国県道の整備を関係機関に要請します。
- ②地域の均衡ある発展を図るため、集落内及び集落間道路の整備を推進します。
- ③必要な機能を維持しつつ、将来の維持・修繕等に係る費用の縮減を図るため、道路や橋梁などの長寿命化対策を推進します。

施策50 上水道の整備

- ①安全でおいしい水を安定して供給するとともに、災害に強い水道を構築するため、計画的な施設更新を進めます。
- ②水道事業への理解を深めるとともに、水道サービスを維持するため、水道プースター制度※1等による市民との連携を推進します。

施策51 下水道の整備

- ①快適で衛生的な生活環境の形成と公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道施設を計画的に整備します。
- ②生活排水処理を進めるため、公共下水道、農業集落排水への接続を促進するとともに、計画区域以外では、市設置型の合併処理浄化槽の設置を推進します。
- ③下水道施設の効率的な管理運営を目指し、老朽化施設の長寿命化対策に取り組むとともに、計画的な施設の改築・更新を進めます。

【関連条例・計画】

- 登米市道路整備計画 ○登米市橋梁長寿命化修繕計画
- 登米市地域水道ビジョン ○登米市下水道基本構想

施策の主な成果指標と目標値

指標項目	指標の説明	単位	実績 (26年度)	目標	
				32年度	37年度
道路舗装率	幹線市道(幅員4.0m以上)総延長のうち舗装済の市道の割合	%	71.3	74.0	76.2
現道舗装延長	きめ細かな道整備事業で行う現道舗装延長	km	38.5	92.5	121.0
上水道有収率	年間の配水した水のうち、収入の対象となった水の割合(数値が高いほどよい)	%	83.1	86.4	90.0
汚水処理人口普及率	汚水処理施設につなげられるように整備された区域の人口の割合(普及人口/行政人口)	%	77.1	81.2	85.9

※1【水道プースター制度】:「水道の応援団」のことで、水道事業所と市民が協力し、安心な水を安定的に提供し、持続可能な経営基盤を将来に向けて構築する制度。